

ガスの小売全面自由化に向けた 検証の進め方

平成 28 年 10 月 18 日

資源エネルギー庁

改正ガス事業法における検証規定

- 昨年6月に成立した改正ガス事業法においては、今後の「課題の検証」について、検証規定が設けられている。
- 具体的には、①ガスの小売全面自由化後、②導管部門の法的分離後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずる旨を規定している。

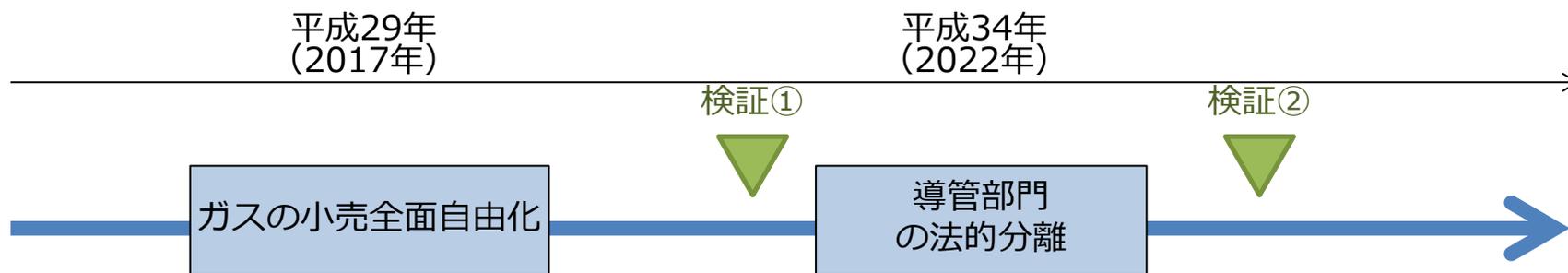
ガス事業法に係る検証規定

附則第75条 政府は、第五条（※1）及び第六条（※2）の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 略

※1 ガスの小売全面自由化への改正を内容とするもの（電気事業法等を改正する等の法律第五条）

※2 導管部門の法的分離への改正を内容とするもの（電気事業法等を改正する等の法律第六条）



ガスの小売全面自由化前における検証

- 改正ガス事業法における検証規定には、電力と異なり、ガスの小売全面自由化前における検証は含まれていない。しかし、来年4月から開始されるガスの小売全面自由化を円滑に進めるため、ガスの小売全面自由化前にも検証を行うこととしたい。

想定される主な検証項目案

- 1. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況**
 - －天然ガスの導管による供給インフラの整備促進
 - －利用形態の多角化の促進（コジェネ、LNG燃料船など）
- 2. ガスの需給の状況**
 - －最近の需給の状況
- 3. ガスの小売に係る料金の水準**
 - －ガス小売料金の推移
- 4. その他のガス事業を取り巻く状況**
 - －小売全面自由化に関連した各種ルール整備の状況
 - －ガス会社各社におけるシステム対応の状況
 - －既に自由化されている分野における競争の状況

今後の検証の進め方

- 本小委員会においては、ガスシステム改革小委員会後の6月以降に進捗のあった事項を中心に、以下のとおり検証を進めてはどうか。

10月18日（本日） 第1回電力・ガス基本政策小委員会

－検証の進め方

－事前準備の進捗状況（ガス小売事業者登録、託送料金審査、ガイドライン策定）

－ガス会社におけるシステムの開発・整備状況

次回（年末） 第2回電力・ガス基本政策小委員会

－ガスの需給の状況

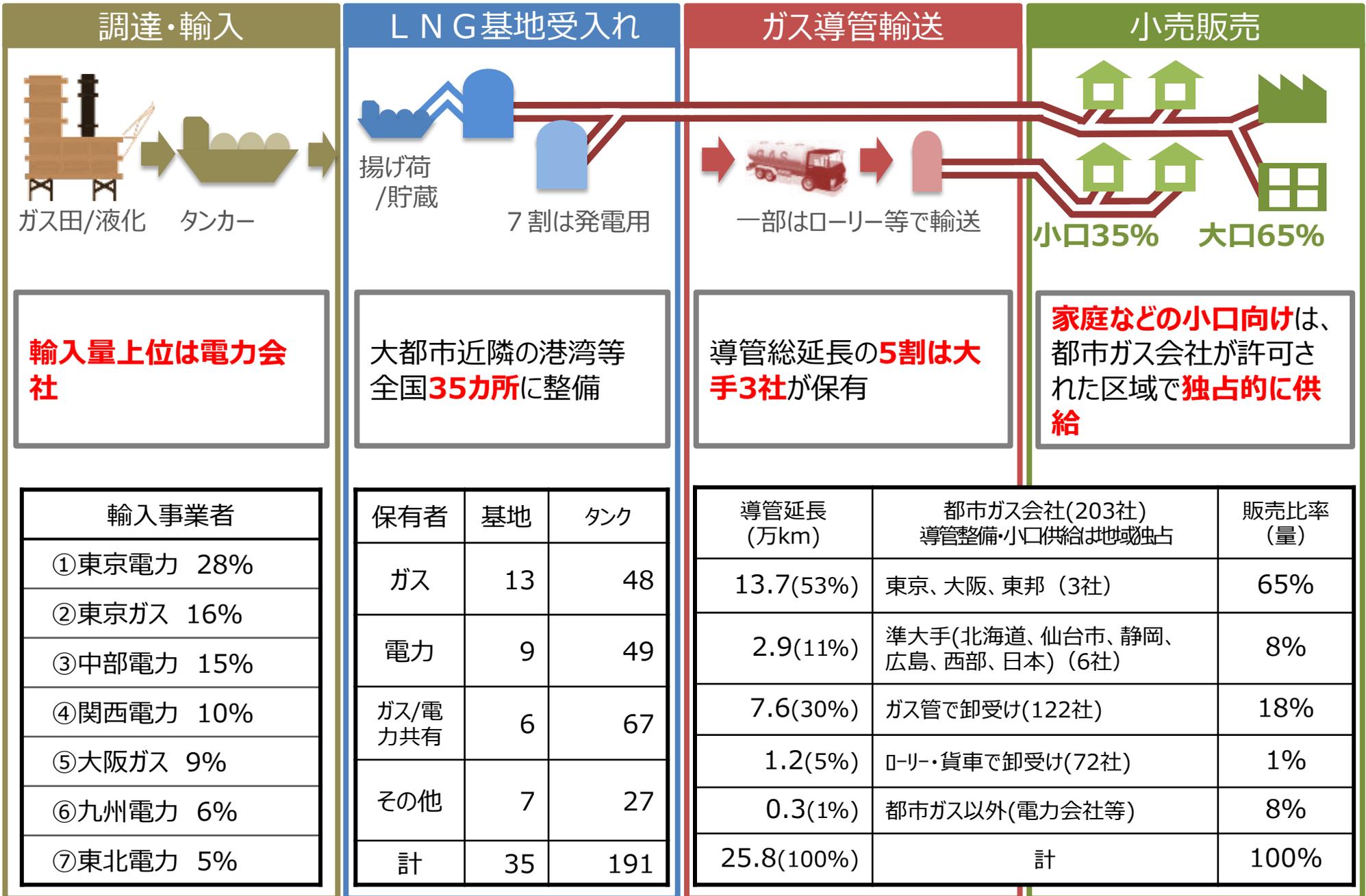
－ガスの小売に係る料金の水準

－既に自由化されている分野における競争の状況

－小売全面自由化の周知状況（広報の進め方）

－エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

(参考) 都市ガス事業の流れ



輸入量上位は電力会社

大都市近隣の港湾等
全国**35カ所**に整備

導管総延長の**5割は大
手3社**が保有

**家庭などの小口向けは、
都市ガス会社が許可さ
れた区域で**独占的に供
給****

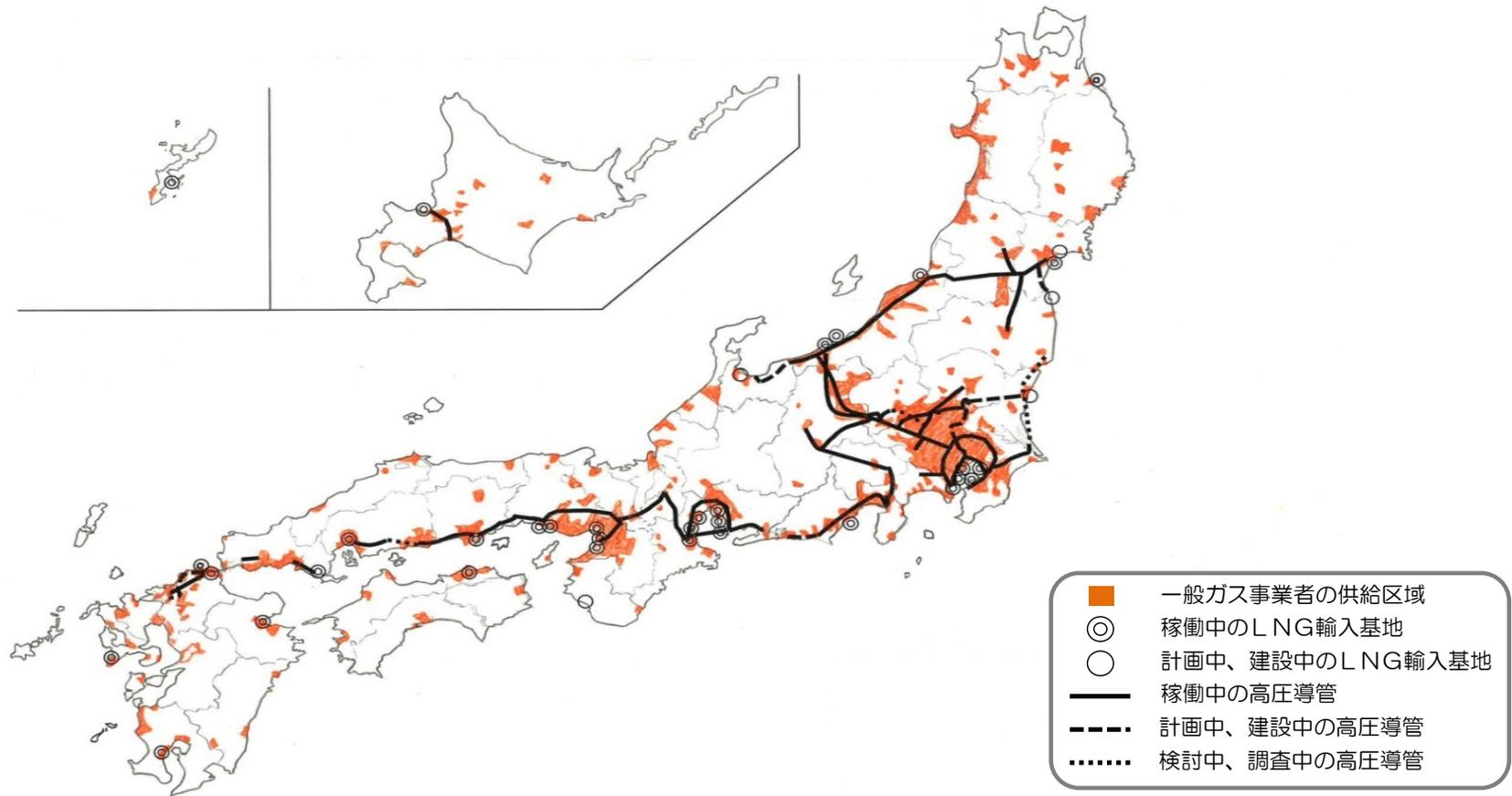
輸入事業者	
①東京電力	28%
②東京ガス	16%
③中部電力	15%
④関西電力	10%
⑤大阪ガス	9%
⑥九州電力	6%
⑦東北電力	5%

保有者	基地	タンク
ガス	13	48
電力	9	49
ガス/電力共有	6	67
その他	7	27
計	35	191

導管延長 (万km)	都市ガス会社(203社) 導管整備・小口供給は地域独占	販売比率 (量)
13.7(53%)	東京、大阪、東邦 (3社)	65%
2.9(11%)	準大手(北海道、仙台市、静岡、 広島、西部、日本) (6社)	8%
7.6(30%)	ガス管で卸受け(122社)	18%
1.2(5%)	ローリー・貨車で卸受け(72社)	1%
0.3(1%)	都市ガス以外(電力会社等)	8%
25.8(100%)	計	100%

(参考) 都市ガス導管網の整備状況

- 都市ガス会社の供給区域は**国土の6%弱**（供給区域内世帯数は全国世帯数の約**67%**）。
- 近年、長距離ガス導管が、姫路－岡山、三重－滋賀、静岡－浜松、新潟－富山などで整備されたが、東京－名古屋間など、太平洋岸も未だ接続されていない。



(参考) 自由化のポイント① (小売全面自由化)

- 家庭などの小口における小売全面自由化は、2017年4月1日から開始される。

製造部門
(LNG基地)



2017年4月以降

- ガス製造事業者 (届出制)

導管部門
(ガス導管サービス)



- 一般ガス導管事業者 (許可制)

- 地域独占

- 料金規制 (総括原価方式)

- 最終保障供給サービスの提供義務

小売部門



- ガス小売事業者 (登録制)

- 全面自由化

- 競争が不十分な地域には経過措置 (注) として
規制料金を継続

(注) 経過措置指定基準 (どちらにも該当すれば指定)

<STEP 1> 都市ガス利用率が50%超

<STEP 2> 一般ガス事業者による需要家獲得件数×1 / 2 >
他燃料事業者への需要家変換件数

※直近3年間の合計ベース。

(参考) 自由化のポイント② (導管部門の法的分離)

- ガス導管事業の一層の中立性と透明性の確保を図るため、2022年までに大手3社（東京・大阪・東邦）の導管部門を分離させる。
- 持株会社型か子会社型のどちらかを選べる。

持株会社型

持株会社

製造会社

導管会社

小売会社

競争

競争

↑
規制

子会社型

製造会社

小売会社

競争

競争

導管会社

↑
規制

(参考) 自由化のポイント③ (LNG基地とガス導管の第三者利用)

- LNG基地

- ・LNG基地の第三者利用制度を確立。

- ガス導管

- ・一般ガス導管事業については、地域独占や料金規制を維持。
- ・ガス導管の第三者利用を保証。
- ・導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設。